

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月29日（平成28年（行情）諮問第605号）

答申日：平成29年9月21日（平成29年度（行情）答申第232号）

事件名：「「ゴラン高原派遣輸送隊の撤収に係る教訓詳報」について（報告）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『ゴラン高原派遣輸送隊の撤収に係る教訓詳報』について（報告）（研本研第38号電。26.3.28）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月22日付け防官文第5804号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、決定の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、次のとおりである。（意見書及び資料は省略する。）

諮問庁である防衛省は、当該行政文書のうち自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、過去に同種の行政文書を全面開示決定した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっている。

防衛省は、平成27年7月15日、参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の理事に対し、陸上幕僚監部が平成20年5月に作成した「イラク復興支援活動行動史」を全面開示して提出した。これは、平成27年7月10日の同委員会において委員から文書の提出を求められたのに対し、中谷元防衛大臣が「今後の参考にとりまてまとめられた文書でございますが、この公表等につきましては、適切に情報を公開して、しっかりとした議論を行うことが重要だと考えておりまして、これまで不開示としていた部分の公表につきましても検討を始めておりまして、速やかに結論を得ておきたいと思っております」と答弁したことを受けての全面開示であった。

同委員会で委員が発言しているように、安全保障政策、とりわけ自衛隊の国際活動について検討・議論する上で過去に実際に行った活動の検証は不可欠である。中谷大臣の答弁に示されているように、防衛省がそれまで一部不開示としていた「イラク復興支援活動行動史」を全面開示したのも、こうした理由からである。

ところが、防衛省は、その後に異議申立人が開示請求したゴラン高原派遣輸送隊に関する同種の教訓文書の少ない箇所を不開示とする決定を行った。これは、自衛隊の情報業務、部隊の編制、運用、指揮系統に関する情報も含めて全面開示した「イラク復興支援活動行動史」のケースと明らかなダブルスタンダードとなっている。

よって、一部不開示とした原処分は不当であり、原処分の取消しを求めため本件異議申立てを行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊研究本部が作成した『ゴラン高原派遣輸送隊』の活動に関する教訓詳報」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月22日付け防官文第5804号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分において自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、防衛省は過去の開示決定において同様の行政文書を全面開示した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっており、一部不開示とした原処分は不当であると主張する。

しかしながら、異議申立人が例示した「イラク復興支援活動行動史」は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく自衛隊のイラク復興支援群の活動であり、陸上幕僚監部が実施した施策を各種研究、教育訓練の資とするため各種機能別に部隊の活動状況及び教訓・提言等に関して記述したものであり、これを公にしても今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれはないことから開示したものである。

他方、本件対象文書においては、国際平和協力活動として参加した自衛

隊の部隊の活動であり、当時のゴラン高原の情勢及び他国軍に関する情報の詳細が記載されており、不開示とした部分における自衛隊の情報業務、派遣部隊の編成、自衛隊の行動及び運用並びに他国軍に関する情報を公にすることにより、今後の当該他国軍の活動に影響を及ぼすとともに今後の自衛隊の個別の行動にも影響を及ぼすこととなり、ひいては自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたものであり、記載されている情報の内容に応じて開示・不開示を判断しており、いわゆる「ダブルスタンダード」とはなっておらず、異議申立人の主張は当たらない。

また、開示・不開示の判断にあたっては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年9月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月12日 | 審議 |
| ④ | 同年11月4日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年7月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙1の番号1に掲げる部分

当該部分には、自衛隊の情報業務に関する情報等が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙2の番号2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の番号2に掲げる部分は、他の開示部分や既に公表されている情報から明らか又は容易に推察できるものであり、これを公にしても、自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別紙1の番号2に掲げる部分

当該部分には、派遣部隊の編成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙2の番号1に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、派遣部隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の番号1に掲げる部分は、既に公表されている情報を踏まえると、これを公にしても、派遣部隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙1の番号3に掲げる部分

当該部分には、自衛隊の行動及び運用に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙2の番号3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の番号3に掲げる部分は、他の開示部分や既に公表されている情報から明らか又は容易に推察できるものであり、これを公にしても、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(4) 別紙1の番号4に掲げる部分

当該部分には、他国に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (5) なお、異議申立人は、過去に同種の文書が全部開示されていると主張するが、仮に同種の文書が全部開示されたことがあったとしても、具体的な内容を異にする本件不開示部分について、直ちに法5条3号該当性が否定されるわけではないのであるから、上記主張に理由はない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	10頁, 13頁及び20頁のそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。
2	12頁の一部	派遣部隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 同隊の態勢及び運用能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。
3	14頁, 19頁, 21頁, 23頁, 25頁ないし27頁及び29頁ないし32頁のそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当する。
4	28頁の一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当する。

※頁番号は, 各頁の右上部に記載の頁番号を指す。

別紙 2 (開示すべき部分)

番号	開示すべき部分	
1	1 2 頁	「3 (4) 主要編成・装備」のうち、アの不開示部分
2	1 3 頁	「配置」欄及び「撤収時」欄の不開示部分の全て
3	2 9 頁	「備考」欄の標題直下の 1 行目ないし 9 行目, 1 9 行目及び 2 0 行目並びに 2 5 行目ないし 3 0 行目

※頁番号は、各頁の右上部に記載の頁番号を指す。